建築基準法第10条第4項において準用される同法第9条第11項の規定に基づく代 執行による除却を実施した空き家の敷地に存置されていた原動機付自転車を処分します ので、次のとおり公告します。

平成27年8月10日

京都市長 門川 大作

## 1 原動機付自転車の概要

(1) 車体番号

運輸省型式認定番号 I - 1588 ホンダA - A F 28型 (ホンダD i o Z X)

(2) ナンバー

京都市伏 め 84-27

(3) 存置されていた場所

京都市上京区五辻通七本松西入東柳町530番地

2 保管場所

京都市役所本庁舎内(京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地)

3 保管期限

平成27年11月30日

4 処分について

上記3の期限までに、所有者の申し出がない場合、本市において処分します。

5 問合わせ先

都市計画局まち再生・創造推進室(電話:075-222-3503)

(都市計画局まち再生・創造推進室)